

大分県報

平成三十一年
号外（四）
四月二十五日

（木曜日）

目次

人事委員会規則	職員に関する規則の一部改正……………
人事委員会告示	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………
人事委員会告示	職員の任用に関する規則施行細則の一部改正……………
人事委員会告示	労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………

○人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十五日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

次長級	大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号。以下「企業局組織規程」という。）に定める企業局次長及びこれに相当すると人事委員会が認める職
-----	------------------------------------------------------------------------------

部長級	大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号。以下「企業局組織規程」という。）に定める企業局理事及びこれに相
-----	----------------------------------------------------------------

平成三十一年四月二十五日

次長級	企業局組織規程に定める企業局次長及びこれに相当すると人事委員会 が認める職
-----	------------------------------------------

改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十五日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十七号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第三号

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

別表第二の下の表中

次長級	部長級	次長級
-----	-----	-----

大分県報号外（人事委規則・人事委告示）

この告示は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

十五年	二十一年	二十三年	二十一年	十五年
十八年	二十一年	二十年	二十一年	十八年
四年	五年	五年	四年	
任命権者において実施した面接意見書によるものとし、性格、人物等監督者として適当なこと。	任命権者において実施した面接意見書によるものとし、性格、人物等監督者として適当なこと。	同上	同上	に改める。
職務遂行上必要な法令等に規定された資格又は免許を有すること。	職務遂行上必要な法令等に規定された資格又は免許を有すること。	同上	同上	
地方公務員法第十六条の欠格条項に該当しないこと。	地方公務員法第十六条の欠格条項に該当しないこと。	同上	同上	

附則

この告示は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県人事委員会告示第四号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十二の項中「大分県農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ」を「大分県農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ」に改め、第二号の表中「水産研究部浅海・内水面グループ」を「水産研究部北部水産グループ」に改める。

附則